

母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の対象講座が拡充されました！

大変な今だから、
そうだ！
資格をとろう！！

がんばろう！！
I♥OKAYAMA



指定の資格を取得するため、一定期間以上のカリキュラムのある養成機関に通う間、所得に応じて給付金が支給されます。

【対象】 20歳未満の子どもを養育しているひとり親の方で、
児童扶養手当受給者か同等の所得水準の方

【給付額】 市民税非課税世帯月額100,000円 市民税課税世帯月額70,500円
最終年度は月額40,000円加算。また修了後に修了支援給付金

【期間】 4年を上限に、資格取得のために必須とされている期間。

【対象講座】 ○指定講座のうち**1年以上の受講**が必要な講座

○**国家資格が取得**できる養成機関の講座が対象

看護師・准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師、製菓衛生師 等

【令和3年度に限り対象講座が拡大されました】

○上の講座に加えて、次の指定講座のうち**6か月以上の訓練**が必要な講座で、
民間資格取得講座も対象となります。

- ・専門実践教育訓練給付指定講座
- ・特定一般教育訓練給付指定講座
- ・一般教育訓練給付指定講座（情報関係に限る）

※どんな講座があるのかは、教育訓練給付制度検索システム（厚労省HP）で検索できます。

【その他】 ①申請にあたっては、事前に母子・父子自立支援員までご相談ください。

②受講を開始した日以降で、申請日の属する月が支給開始月です。

③訓練期間中は、毎月10日までに前月の修学状況報告書等の提出が必要です。
また、3か月ごとに在学証明書の添付が必要です。

④修業開始後でも、受給要件に該当しなくなった場合は給付は受けられません。

【問・相談】 どんな講座があるのか、他にどんな支援制度があるのかなど、

お気軽に福祉事務所の母子・父子自立支援員までご相談ください。

名称	所在地	電話番号
北区中央福祉事務所	岡山市北区鹿田町一丁目1-1	086-803-1824
北区北福祉事務所	岡山市北区谷万成二丁目6-33	086-251-6521
中区福祉事務所	岡山市中区赤坂本町11-47	086-901-1234
東区福祉事務所	岡山市東区西大寺中二丁目16-33	086-944-0131
南区西福祉事務所	岡山市南区妹尾880-1	086-281-9652
南区南福祉事務所	岡山市南区福田690-1	086-261-7127

このほか、受講料の60%が給付される制度や、県内で5年間資格を生かして就労したら返済免除になる貸付制度もあります。（裏面参照）



「ひとり親家庭のしおり」ひとり親家庭への支援策一覧はこちら

ひとり親家庭等への支援情報のメルマガ・LINE
「おかやま親子応援メール」の申込はこちらから



ひとり親の方たちの就労支援一覧

仕事を探す

公共職業安定所（ハローワーク）

職業相談、職業紹介、雇用保険の手続きや職業訓練等の相談を受け付けています

名称	所在地	電話番号	管轄区域
ハローワーク岡山	北区野田一丁目1-20	086-241-3222	岡山市（東区以外）
ハローワーク西大寺	東区河本町325-4	086-942-3212	岡山市東区、瀬戸内市

ハローワークプラザ岡山 職業相談や職業紹介を行っています

所在地	電話番号	相談時間（祝日・年末年始を除く）
北区本町6-36 第一セントラルビル7階	086-222-2900	月・水 9:00～19:00 火・木 9:00～17:15 第1土曜日 10:00～17:00

おかやまマザーズハローワーク 子どもと一緒にOK。就職支援セミナーも定期的開催。キッズコーナーや授乳室があります。時間を予約して行けば待ち時間なく相談が受けられます。

所在地	電話番号	相談時間（祝日・年末年始を除く）
北区本町6-36 第一セントラルビル7階	086-222-2905	月～金 9:00～19:00 第1土曜日 10:00～17:00

「福祉ジョブ・サポート・スペース岡山」事業

問：お住まいの住所地を管轄する福祉事務所

生活保護・児童扶養手当・住居確保給付金の受給者等の方を対象に、ハローワークの就職支援ナビゲーターが、福祉と就労を一体的に支援します。



就職に必要な技術や資格を身につける

◆母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

相談・申請：お住まいの住所地を管轄する福祉事務所の母子・父子自立支援員

事前に就労相談のうえ、介護福祉士実務者研修など雇用保険の指定された講座を受講した場合、終了後に受講料の一部を支給する制度です。所得要件あり。

支給額：受講料の60%（上限200,000円）

◆母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金 ⇒ R3年度に限り対象講座が拡大されました（裏面参照）

相談・申請：お住まいの住所地を管轄する福祉事務所の母子・父子自立支援員

看護師資格や保育士資格など、指定の資格を取得するため1年以上養成訓練期間に通学する場合に、支給要件を満たせば受給できる制度です。

区分	訓練促進給付金（月額）	訓練修了支援給付金
市民税非課税世帯	100,000円	50,000円
市民税課税世帯	70,500円	25,000円
支給対象期間	4年を上限とする修業期間	

がんばろう!!
I♥OKAYAMA



◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

問：（社福）岡山県社会福祉協議会 ☎086-226-3544

上記の母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金を活用して、養成機関に在学している方は、入学準備金として500,000円以内、就職準備金として200,000円以内の貸し付けを受けることができます。資格取得後1年以内に、岡山県内で資格が必要な業務に5年間従事したときには返済免除の制度もあります。